

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	児童扶養手当制度関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊岡市は児童扶養手当制度関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

兵庫県豊岡市長

公表日

令和7年3月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当制度関係事務
②事務の概要	児童扶養手当法に基づき、児童扶養手当の支給を行う事務である。 特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ○児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ○児童扶養手当法による児童扶養手当証書に関する事務 ○児童扶養手当法第八条第一項の手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ○児童扶養手当法第十六条の未支払の手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ○児童扶養手当法第二十八条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ○児童扶養手当法施行規則(昭和三十六年厚生省令第五十一号)第三条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
③システムの名称	児童扶養手当システム、中間サーバ、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 第9条第1項 別表の56の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第29条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表81の項 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表17,20,42,89,90,125,155の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来部こども支援課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	豊岡市役所 総務部総務課 〒668-8666 豊岡市中央町2番4号 TEL 0796-23-1111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	豊岡市役所こども未来部こども支援課 〒668-8666 豊岡市中央町2番4号 TEL 0796-21-9038
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[☐]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[☐]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		
		[☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請書に記載されたマイナンバーを確認する際は、申請者からマイナンバーカードの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。 また、申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	児童扶養手当システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を情報システム管理部門に提出することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録していることから、記録を分析することにより不正なアクセスがないか確認することができる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署	課長 白石 嘉一	課長 原田 政彦	事後	
平成29年4月1日	しきい値判断項目-対象人数	平成27年9月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年4月1日	しきい値判断項目-取扱者数	平成27年9月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
令和1年6月25日	5. 評価実施機関における担当部署	課長 原田 政彦	課長	事後	
令和1年6月25日	Ⅱ-1	平成29年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月25日	Ⅱ-2	平成29年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月25日	Ⅳ-1		基礎項目評価書	事後	
令和1年6月25日	Ⅳ-2		十分である	事後	
令和1年6月25日	Ⅳ-3 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐		十分である	事後	
令和1年6月25日	Ⅳ-3 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員		十分である	事後	
令和1年6月25日	Ⅳ-6 目的外の手が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和1年6月25日	Ⅳ-6 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		○自己点検	事後	
令和1年6月25日	Ⅳ-7		十分である	事後	
令和1年6月25日	Ⅳ-8		○自己点検	事後	
令和1年6月25日	Ⅳ-9		十分に行っている	事後	
	公表日	2019/6/28		事前	再実施
	Ⅱ-1	2019/4/1	2020/2/29	事前	再実施
	Ⅱ-2	2019/4/1	2020/2/29	事前	再実施
令和5年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署	健康福祉部社会福祉課	こども未来部こども支援課	事前	組織改編に伴う
	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	豊岡市役所 健康福祉部社会福祉課 〒668-0046 豊岡市立野町12番12号 TEL 0796-24-7031	豊岡市役所こども未来部こども支援課 〒668-8666 豊岡市中央町2番4号 TEL 0796-21-9038	事前	組織改編に伴う
令和7年3月14日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務-②事務の概要	児童扶養手当法に基づき、児童扶養手当の支給を行う事務である。番号法においては、別表第一項番37の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。	児童扶養手当法に基づき、児童扶養手当の支給を行う事務である。特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。	事後	再実施
令和7年3月14日	3. 個人番号の利用-法令上の根拠	番号法 第9条第1項 行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第29条 番号法 別表第一 項番37	番号法 第9条第1項 別表の56の項 行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第29条	事後	再実施
令和7年3月14日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	情報照会 番号法別表第二 57 情報提供 番号法別表第二 13,16,26,30,47,64,65,87	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表81の項 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表17,20,42,89,90,125,155の項	事後	再実施
令和7年3月14日	Ⅱ-1	令和2年2月29日 時点	令和7年2月1日 時点	事後	再実施
令和7年3月14日	Ⅱ-2	令和2年2月29日 時点	令和7年2月1日 時点	事後	再実施
令和7年3月14日	Ⅳ-8 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	再実施
令和7年3月14日	Ⅳ-8 判断の根拠		申請書に記載されたマイナンバーを確認する際は、申請者からマイナンバーカードの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。 また、申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会とは、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。	事後	再実施
令和7年3月14日	Ⅳ-11 最も優先度が高いと考えられる対策		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	再実施
令和7年3月14日	Ⅳ-11 当該対策は十分か		十分である	事後	再実施
令和7年3月14日	Ⅳ-11 判断の根拠		児童扶養手当システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を情報システム管理部門に提出することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録していることから、記録を分析することにより不正なアクセスがないか確認することができる。	事後	再実施